

議案第82号

大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条及び別表第13から別表第17までにおいて「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) <u>法第34条第1項</u>の規定による認定の申請又は<u>法第36条第1項</u>の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）</p> <p>(3) <u>法第41条第1項</u>の規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第15の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区</p>	<p>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第7条の6 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) <u>法第29条第1項</u>の規定による認定の申請又は<u>法第31条第1項</u>の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額）</p> <p>(3) <u>法第36条第1項</u>の規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第15の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区</p>

分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

〔4〕 略〕

(5) 法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）であること又は法第41条第3項に規定する基準適合認定建築物であることの証明 1件につき、980円

2 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請（これらの申請に係る法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に、同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合又は新たに記載された場合に限る。）に対する審査に係る手数料の額は、前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該審査1件につき、当該各号に定める額とする。

(1) 法第34条第1項の規定による認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分を含む。）をそれぞれ法第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による認定の申請が行われたとしたならば前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により徴収す

分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

〔4〕 同左〕

(5) 法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）であること又は法第36条第3項に規定する基準適合認定建築物であることの証明 1件につき、980円

2 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請（これらの申請に係る法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に、同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合又は新たに記載された場合に限る。）に対する審査に係る手数料の額は、前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査の区分に応じ、当該審査1件につき、当該各号に定める額とする。

(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分を含む。）をそれぞれ法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による認定の申請が行われたとしたならば前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により徴収す

ることとなる各手数料の額を合算した額

(2) 法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分をいう。以下この号において同じ。）（これらのうち法第34条第2項各号に掲げる事項に変更のあった当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分、同条第3項各号に掲げる事項に変更のあった他の建築物等又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物等に限る。）をそれぞれ法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による変更の認定の申請が行われたとしたならば前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

3 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における第1項第2号又は前項に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審

ることとなる各手数料の額を合算した額

(2) 法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分又は他の建築物等（当該申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分をいう。以下この号において同じ。）（これらのうち法第29条第2項各号に掲げる事項に変更のあった当該申請に係る建築物若しくは建築物の部分、同条第3項各号に掲げる事項に変更のあった他の建築物等又は建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載された他の建築物等に限る。）をそれぞれ法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分として同項の規定による変更の認定の申請が行われたとしたならば前項（第2号に係る部分に限る。）の規定により徴収することとなる各手数料の額を合算した額

3 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合における第1項第2号又は前項に規定する審査に係る手数料の額は、これらの規定にかかわらず、当該審査1件につき、これらの規定による手数料の額に、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審

査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第18の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

[4・5 略]

別表第7 (第7条の5関係)

[表 別紙2 挿入]

別表第8 (第7条の5関係)

[表 別紙4 挿入]

別表第13 (第7条の6関係)

[表 別紙6 挿入]

別表第14 (第7条の6関係)

[表 別紙8 挿入]

別表第15 (第7条の6関係)

[表 別紙10 挿入]

別表第16 (第7条の6関係)

[表 別紙12 挿入]

別表第17 (第7条の6関係)

[表 略]

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

[(1) 略]

(2) 法第35条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表から別表第20までにおいて「みなし計画」という。)の変更をして建築物を建築する場合(第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)

査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第18の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

[4・5 同左]

別表第7 (第7条の5関係)

[表 別紙1 挿入]

別表第8 (第7条の5関係)

[表 別紙3 挿入]

別表第13 (第7条の6関係)

[表 別紙5 挿入]

別表第14 (第7条の6関係)

[表 別紙7 挿入]

別表第15 (第7条の6関係)

[表 別紙9 挿入]

別表第16 (第7条の6関係)

[表 別紙11 挿入]

別表第17 (第7条の6関係)

[表 同左]

備考 [同左]

[(1) 同左]

(2) 法第30条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この表から別表第20までにおいて「みなし計画」という。)の変更をして建築物を建築する場合(第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)

<p>みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>[(3)~(5) 略]</p>	<p>みなし計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>[(3)~(5) 同左]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[別表第7（第7条の5関係） 別紙1]

区分		額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計		
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	[同左] 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	[同左] 30,700円
	その他の建築物又は建築物の部分	[同左] 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	[同左] 167,900円
その他の建築物又は建築物の部分	法第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準（別表第8において「モデル建物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	[同左]	[同左]
	その他の建築物又は建築物の部分	[同左] 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	[同左] 419,400円
[同左]		[同左]	[同左]

[備考 同左]

[別表第7 (第7条の5関係) 別紙2]

区分		額		
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計			
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	[略]	[略]	
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	19,000円	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	30,700円	
		[略]	[略]	
	その他の建築物又は建築物の部分	法第54条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準（別表第8において「モデル建物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	[略]	[略]
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	128,100円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	167,900円
			[略]	[略]
		その他の建築物又は建築物の部分	[略]	[略]
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	323,200円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	419,400円
			[略]	[略]
	[略]		[略]	

[備考 略]

[別表第8 (第7条の5関係) 別紙3]

区分		額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計	
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	30,700円
	[同左]	[同左]
その他の建築物 又は建築物 の部分	モデル建物法に係る基準により 審査を行う建築物又は建築物の 部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満
	[同左]	[同左]
その他の建築物又は建築物の部 分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	419,400円
	[同左]	[同左]

[備考 同左]

[別表第8 (第7条の5関係) 別紙4]

区分		額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計	
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分		300平方メートル未満	11,000円
		300平方メートル以上	19,000円
		1,000平方メートル未満	
		1,000平方メートル以上	30,700円
		2,000平方メートル未満	
[略]		[略]	
その他の建築物又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	101,200円
		300平方メートル以上	128,100円
		1,000平方メートル未満	
		1,000平方メートル以上	167,900円
		2,000平方メートル未満	
	[略]		[略]
	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	260,300円
		300平方メートル以上	325,500円
		1,000平方メートル未満	
		1,000平方メートル以上	419,400円
2,000平方メートル未満			
[略]		[略]	

[備考 略]

[別表第13 (第7条の6関係) 別紙5]

区分		額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計		
法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(別表第15において「消費性能基準」という。)に適合しているかどうかについて市規則で定める基準(別表第15において「モデル建物法に係る基準」という。)により審査を行う建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	165,600円	
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	267,900円	
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	349,700円	
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	420,200円	
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	492,900円	
	50,000平方メートル以上	638,400円	
	その他の建築物又は建築物の部分	法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満			91,300円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満			144,400円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満			182,300円
25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満			227,700円
50,000平方メートル以上			318,600円
その他の建築物又は建築物の部分			300平方メートル以上 2,000平方メートル未満
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	595,200円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	733,100円

	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	866,400円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	988,400円
	50,000平方メートル以上	1,232,400円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、法第12条第1項又は法第13条第2項の規定による適合性判定の申請又は要求をする場合にあつては、当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第12条第2項後段又は法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の申請又は要求をする場合にあつては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあつては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を、軽微な変更の証明の申請をする場合にあつては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をいう。

[別表第13 (第7条の6関係) 別紙6]

区分		額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計		
法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(別表第15において「消費性能基準」という。)に適合しているかどうかについて市規則で定める基準(別表第15において「モデル建物法に係る基準」という。)により審査を行う建築物又は建築物の部分	工場等の用途に供する建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	21,600円
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	30,400円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	42,900円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	108,000円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	162,000円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	202,000円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	250,500円
		50,000平方メートル以上	348,200円
	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	98,900円
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	125,800円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	165,600円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	267,900円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	349,700円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	420,200円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	492,900円
		50,000平方メートル以上	638,400円

その他の建築物又は建築物の部分	法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分		300平方メートル未満	11,000円
			300平方メートル以上	19,000円
			1,000平方メートル未満	
			1,000平方メートル以上	30,700円
			2,000平方メートル未満	
			2,000平方メートル以上	91,300円
			5,000平方メートル未満	
			5,000平方メートル以上	144,400円
			10,000平方メートル未満	
	10,000平方メートル以上	182,300円		
	25,000平方メートル未満			
	25,000平方メートル以上	227,700円		
	50,000平方メートル未満			
	50,000平方メートル以上	318,600円		
	その他の建築物又は建築物の部分	工場等の用途に供する建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	26,200円
300平方メートル以上			35,300円	
1,000平方メートル未満				
1,000平方メートル以上			48,900円	
2,000平方メートル未満				
2,000平方メートル以上			115,600円	
5,000平方メートル未満				
5,000平方メートル以上			170,900円	
10,000平方メートル未満				
10,000平方メートル以上			211,100円	
その他の建築物又は建築物の部分	その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル未満	258,000円	
		300平方メートル以上	323,200円	
		1,000平方メートル未満		

		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	417,100円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	595,200円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	733,100円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	866,400円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	988,400円
		50,000平方メートル以上	1,232,400円

備考

- 1 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。
 - (1) 法第12条第1項又は法第13条第2項の規定による適合性判定の申請又は要求をする場合
当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の床面積（当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を用いることにより一次エネルギー消費量（同号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算をすることが不要となる部分がある場合にあつては、当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の床面積から当該計算をすることが不要となる部分の床面積を除いた面積）
 - (2) 法第12条第2項後段又は法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の申請又は要求をする場合 当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあつては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））
 - (3) 軽微な変更の証明の申請をする場合 当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する

部分の床面積)

- 2 この表において、「工場等の用途」とは、工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場又は建築基準法施行令第130条の2の2各号に掲げる処理施設の用途をいう。

[別表第14 (第7条の6関係) 別紙7]

区分		額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計		
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	[同左] 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 [同左]	[同左] 30,700円 [同左]
	その他の建築物又は建築物の部分	法第30条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準(別表第16において「モデル建物法に係る基準」という。)により審査を行う建築物又は建築物の部分	[同左] 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 [同左]
	その他の建築物又は建築物の部分	[同左] 300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 [同左]	[同左] 417,100円 [同左]
[同左]			

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第29条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第31条第1項の規定

による変更の認定の申請をする場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））をいう。

[2 同左]

- 3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物をいう。
- 4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の部分をいう。

[別表第14 (第7条の6関係) 別紙8]

区分		額		
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計			
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	[略]		
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	19,000円	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	30,700円	
		[略]	[略]	
	その他の建築物又は建築物の部分	法第35条第1項第1号に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合しているかどうかについて市規則で定める基準（別表第16において「モデル建物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	[略]	[略]
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	125,800円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	165,600円
			[略]	[略]
	その他の建築物又は建築物の部分		[略]	[略]
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	323,200円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	417,100円	
		[略]	[略]	
[略]		[略]		

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第34条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、当該申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第36条第1項の規定

による変更の認定の申請をする場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更の認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更の認定の申請により変更しようとする法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあつては、当該変更の認定の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)）をいう。

[2 略]

- 3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物をいう。
- 4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物の部分をいう。

[別表第 15 (第 7 条の 6 関係) 別紙 9]

区分		額		
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計		
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	[同左]	[同左]	
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	30,700 円	
		[同左]	[同左]	
	その他の建築物又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分	[同左]	[同左]
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	165,600 円
		その他の建築物又は建築物の部分	[同左]	[同左]
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	417,100 円
	[同左]		[同左]	[同左]

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、法第36条第1項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積をいう。

[2 同左]

3 [同左]

[(1)~(3) 同左]

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。別表第16において同じ。）の認定の通知書及び検査済証

[4 同左]

[別表第 15 (第 7 条の 6 関係) 別紙 10]

区分		額		
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計		
非住宅建築物又は非住宅部分	事前審査適合建築物又は事前審査適合部分	[略]	[略]	
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	19,000 円	
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	30,700 円	
		[略]	[略]	
	その他の建築物又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分	[略]	[略]
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	125,800 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	165,600 円
			[略]	[略]
		その他の建築物又は建築物の部分	[略]	[略]
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	323,200 円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	417,100 円
			[略]	[略]
	[略]			

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、法第 41 条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物又は建築物の部分の床面積をいう。

[2 略]

3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、消費性能基準に適合していると認められた建築物又は次の各号に掲げるいずれかの書面が交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物をいう。

[(1)~(3) 略]

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。別表第16において同じ。）の認定の通知書及び検査済証

[4 略]

[別表第 16 (第 7 条の 6 関係) 別紙 11]

区分		額
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計	
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	30,700 円
	[同左]	[同左]
その他の建築物又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準により 審査を行う建築物又は建築物の 部分	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満
		[同左]
	その他の建築物又は建築物の部 分	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満
		[同左]

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該軽微な変更の証明の申請が次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の種別に係るものであって、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請（法第31条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請を行っている場合）にあっては、当該変更の認定の申請）が当該各号に定める建築物又は建築物の部分の種別に係るものである場合）にあっては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をいう。

[(1)~(3) 同左]

[2 · 3 同左]

[別表第 16 (第 7 条の 6 関係) 別紙 12]

区分		額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計		
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分	300平方メートル未満	11,000円	
	300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	19,000円	
	1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	30,700円	
	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
その他の建築物 又は建築物 の部分	モデル建物法に係る基準により 審査を行う建築物又は建築物の 部分	300平方メートル未満	98,900円
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	125,800円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	165,600円
		[略]	[略]
		[略]	[略]
	その他の建築物又は建築物の部 分	300平方メートル未満	258,000円
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満	323,200円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	417,100円
		[略]	[略]
		[略]	[略]

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該軽微な変更の証明の申請が次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の種別に係るものであって、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請（法第36条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請を行っている場合にあつては、当該変更の認定の申請）が当該各号に定める建築物又は建築物の部分の種別に係るものである場合にあつては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をいう。

[(1)~(3) 略]

[2 · 3 略]

令和3年2月25日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務等に係る手数料を改定するとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。